

本和訳の内容は短期間に翻訳したものであり、その内容を保証するものではありません。正式な内容はタイ語版でご確認頂きますようお願い致します。

**仮訳**  
**公的引用に用いてはならない**

タイ王国の持続可能な水資源管理および洪水防御のための  
インフラストラクチャー設計に関する概念計画の提出指針

水資源・洪水管理委員会  
首相官邸  
科学技術省

タイ王国の持続可能な水資源管理および洪水防御のための  
インフラストラクチャー設計に関する概念計画の提出への参加招聘

1. 背景と目的

- 1.1 水は生命、国民の生業および国の生態系にとって不可欠なものである。しかし、地球温暖化による近年の気候変動により、タイ国は、頻度および強度において大規模な洪水および渇水を経験し、人命の喪失および経済への損害をもたらしている。世界銀行によれば、2011年の洪水被害は1.44兆バーツを超える損失であったと見積もっている。
- 1.2 タイ政府は、水資源管理の重要性を認識することから、水資源管理における問題および困難性について分析を行うための研究を行った。政府は、問題を次のようなものと認識する。
- 流域の生態系は、違法な森林破壊によって劣化した。
  - 包括的な水資源管理に対する統一体・組織の欠如(単一指令機関)
  - 水資源管理についての長期的なマスタープランがなく、管理方針が不明確で、継続的運用および予算を欠いていたこと。
  - 水資源管理の統一的データベースがなく、必要なときに重要な情報が遅延することが通常であったこと。
  - 水資源管理に関する法令が時代遅れであること。
- 1.3 国の水資源管理の問題を解決するため、タイ政府は効果的な水資源管理を行うため、短期的および長期的な持続可能な水資源管理マスタープランを作成した。このマスタープランは、持続可能な開発のため、そして将来の洪水や深刻な干ばつの防止のためにすべての地域の住民に対して裨益するであろう。タイ政府は、国王陛下の助言および推奨に従って、持続可能な水資源管理の7原則を、下記の通りマスタープランの核としている。

- 保全と開発の間のバランスを生み出すこと。
- 森林、土壌および水の中の相互関係を考慮すること。
- 社会的景観を調和させること。
- 水の安全保障を維持すること。
- 水の貯留空間を生み出すこと。
- 排水および貯水の調整。
- タイ国の既存の社会的背景に基づく開発の促進。

持続可能な水資源管理のためのこのマスタープランは、二部に分かれており、一つは、主要な流域の管理計画と、二次的流域の管理計画である。主要な流域計画は、更にチャオプラヤ川流域の管理計画と、周辺河川流域の管理計画に分けられる。

1.4 チャオプラヤ川流域の管理計画は、最優先であると見なされる。なぜなら、その流域では、洪水が頻発し、2011年の洪水で最も大きな被害を受けたからである。チャオプラヤ川流域は、ピン(Ping)川、ワン(Wang)川、ヨム(Yom)川、ナーン(Nam)川、チャオプラヤサカエ克蘭(Chao Phraya Sakae Krang)川、パサック(Pa Sak)川およびタージーン(Tar Jeen)川からなり、流域面積 157,925 平方キロメートルに広がる。流域内人口は約 2 千 5 百万人、年平均雨量は 1,300mm であり、これは、年平均流出量 33,132 百万立方メートルに相当する。当地の重要な河川は、ピン川、ワン川、ヨム川、ナーン川、マエクロン川、パサック川、サカエ克蘭川、およびタージーン川である。上流域では 25,773 百万立方メートルを保水することができる一方、下流域では 2,124 百万立方メートルを保水できる。チャオプラヤ川下流の疎通能力は、毎秒約 3,500 立方メートル(堤防を越水することなしに)である。チャオプラヤ川流域を管理する計画は、下記の八つの運用計画から成る。

- 生態系の回復および保全。
- 大規模貯水池およびダムについての年次水管理計画。
- 既存のインフラの再建および効率性の改善。
- データセンター、予警報システムの開発。
- 地域レベルでの緊急時計画。
- 保水地域の指定と回復措置。
- すべての水管理に関わる官庁の改善および能力向上。
- 大規模洪水に対する改善に向けた管理について、すべてのセクターが

らの理解、承諾、参加が得られる仕組みを作ること。

チャオプラヤ川流域管理計画の詳細は、付属書 1(appendix 1)に記載しており、主要プロジェクト、概算費用およびプロジェクトファンクショナルエリア(\*)については、付属書 2(appendix 2)に記載してある。

(\*注)付属書 2 での記述から、「実施区域」と考えられる。

1.5 周辺河川流域管理計画は、北部、北東部、中央部および南部の 17 の流域で実施され、下記の六つの運用計画にまとめられる予定である。

- 森林および土地の回復および保全。
- 流域における貯水池の建設。
- 土地利用計画。
- 主要河川およびその堤防の改善。
- データセンター、予警報システムの改善。
- 管理および復旧のための行動計画。

周辺河川流域管理計画の詳細は、付属書 3(appendix 3)に記載してある。

1.6 持続可能な水資源管理がマスタープランに従うものとすべく、タイ政府は、国際的に認められた、水資源管理に係る知識と経験、過去の業績を持つ有能な人々に対して、「タイ王国の持続可能な水資源管理および洪水防御のためのインフラストラクチャー設計に関する概念計画」を提出するよう要請する。この計画は、水資源の持続可能な管理に向けた詳しい指針として、そして国の洪水問題の解決策として、タイ政府が適宜用いることを意図している。

## 2. 提案の提出資格

2.1 法人またはコンソーシアムもしくは JV としての法人グループが、下記条件の下に提案を提出することができる。

- 法人が外国法に基づき設立された場合は、その大使館から発行を受けた地位の証拠を提出しなければならない。
- コンソーシアムまたは JV としての法人グループについては、少なくとも一つの法人がタイ法に基づかねばならない。

2.2 当該法人は、大規模水源開発の設計、大規模ダムまたは貯水池の設計もしくは建設、洪水または干ばつ防止システムの設計もしくは建設に携わり、

2002 年から 2012 年においてタイまたは国外での建設費が少なくとも 30,000 百万バーツに相当しなければならない。提案がコンソーシアムまたは JV に含まれる法人からのものであるときは、建設費は、それらの合計であればよく、それぞれが少なくとも 2,000 百万バーツに相当しなければならない。実績に関しては、当該法人の国の大使館から証明を受け、提出しなければならない。法人がタイ法に基づき設立されている場合、その法人は、プロジェクトの事業主に実績を証明させなければならない。

- 2.3 当該法人は、水資源管理、理学、工学、建築学、森林学、地質学、水文学、気象学、災害警報、並びに自然災害の予防、解決および応急対策に関し、専門性および経験を持ち、学際的に作業する常勤のスタッフを雇用していること。スタッフの専門分野と経験は、リストにして提出すること。
- 2.4 当該法人は、概念計画の作成、取り扱い、出張および各過程に係る費用のすべてを負担する責任を負い、政府が指定したタイの政府機関または担当官が要請する追加的情報または証明を提供する。当該法人は、提案について抗議を行う権利を放棄しなければならない。
- 2.5 当該法人は、チャオプラヤ川流域管理計画(第 1.4 項)と周辺河川流域管理計画(第 1.5 項)の両方を提案できるが、その片方または第 1.4 項もしくは第 1.5 項の特定の分野を提案できる。ただし、タイ政府は、各管理計画全体についての提案を優先する。

### 3. 提案の詳細

提案は、下記詳細事項を記載して、タイ語により提出しなければならない。

#### 3.1 要約

- 3.2 タイ国のための持続可能な水管理の設計および洪水防御に関する概念計画を示す主要報告。その枠組みは、タイ政府が提供するマスタープランと一致していなければならない。その提案は、地球温暖化による海面上昇および

海岸浸食によってもたらされる洪水のリスク要因の分析と、あり得べき被害軽減戦略を含まねばならない。概念計画は、下記を含まねばならない。

- タイ国の条件および状況に適した必要な数値的モデルであって、あらゆる状況下についての各種計画およびプロジェクトを分析し、追跡し、評価し、運用することができるもの。
- 持続可能かつ効果的な水資源管理のための詳細なプロジェクトであって、主要流域および二次的流域を含み、上流から下流まで統合的であるもの。当該プロジェクトは、貯水、保水および排水についての役割、能力および効率性を明示しなければならず、既存の法的枠組みにおいて他のプロジェクトとの連携およびそのために予想される費用を明示しなければならない。
- 保水、配水および排水のための水管理の開発および改善を統合する指針および手順、並びに既存の法的枠組みにおける計画またはプロジェクトの投資計画、運用手順、効果的管理体系および費用予測。
- 水資源の安全保障を強化する大小の貯水池の能力増強のための計画またはプロジェクト、並びに今後 20 年間にわたり、あらゆる潜在的地域を対象とした灌漑システムの開発及び今後の拡張計画で、既存の法的枠組みにおける計画またはプロジェクトの費用予測を含むもの。
- 流域間導水により水供給を増加させる方法であって、経済的・環境的影響の評価、及び既存の法的枠組みにおける計画またはプロジェクトの費用予測を含むもの。
- 「Tambon」(地区)レベルで洪水、干ばつ、暴風雨及び地滑りについて迅速かつ正確な管理を行い、情報提供及び警報を行うための計画またはプロジェクト。当該システムは、障害者及び高齢者を含む住民のできるだけ多くに警報を提供できなければならない。当該計画またはプロジェクト運用の費用予測は、既存の法的枠組み又は新しい法令・法的枠組みを含め、提供されなければならない。
- 洪水、干ばつ、暴風雨及び地滑りによる被災者に迅速かつ効果的に援

助を与え救助する計画またはプロジェクト、並びに既存の法的枠組みまたは必要な新しい法令・法的枠組みにおける計画またはプロジェクト運用の費用予測。

- 水資源管理、洪水、干ばつ、暴風雨及び地滑りの防止及び緩和のための包括的管理システム(単一指令機関)、並びに既存の法的枠組み又は必要な新しい法令・法的枠組みにおける計画又はプロジェクト運用の費用予測。
- すべてのセクターから、大規模洪水に対する理解、承諾及び管理への参画へとつながる計画とし、既存の法的枠組みでの計画又はプロジェクト運用の費用を予測すること。
- タイ政府のマスタープランに示された費用予測を考慮した計画案又はプロジェクト案の総費用予測。
- さらに、概念計画とは別にタイ政府のマスタープランに合致する概念計画のより詳しいバージョン又は追加バージョンを提示し提出することができる。ただし、追加バージョンについては、明快な説明でもって提出されるとともに、資金手当の方法(資金源)、資金の返済方法(適切な根拠資料を含めねばならない)について概念計画と同等でなければならない。
- 付属書

#### 4. 提出手続き

有資格者(第 2 項による)は、後日発表する期限内に、下記を通じて最終提案版(第 3 項による)を提出することができる。

##### 4.1 書留郵便で提出する(タイの住所を用いる)。

Secretary of the Water and Flood Management Commission  
Office of the National Water and Flood Management  
Red Building 1, Government House, Bangkok10300

4.2 権限ある者(承認レターを含む)により第 4.1 項の住所に宛てて、午前 8:30 から午後 4:30 の間に提出させる。

## 5. 提案の検討及び承認

5.1 タイ政府は、提出されたすべての提案を考慮する。

5.2 第 2.4 項に基づき、要請があれば、当該法人は、権限ある者を出頭させ、指定された日時及び場所においてタイ政府が指定したタイ政府機関又は担当官に対して、提案の技術的内容を提出させ、口頭で説明させなければならない。タイ政府は、適宜、人(\*)及び/または他の参加法人を招聘して、公聴会(聴取、明確化又は追加情報の提出)に参加させる権利を留保する。

(\*注)文意から「提案に係る担当者」と考えられる。

5.3 権限ある者が、第 5.2 項に従って追加情報を提供したとき、当該法人は、水資源・洪水管理委員会の委員長に対して、公聴会から 30 日以内に第 4 項の手続きに従って説明した内容を記した書類を提出しなければならない。水資源・洪水管理委員会の委員長が、期限までにその書類を受領しない場合、タイ政府はその提案を考慮しない。

5.4 提案された概念計画がタイ政府の持続可能な水資源管理マスタープランにしたがっているかどうかの検討は、タイ政府の原則及び基準に従う。

## 6. 決定の発表

6.1 タイ政府は、タイ政府の持続可能な水資源管理マスタープランに最も合致する、「タイ王国の持続可能な水資源管理および洪水防御のためのインフラストラクチャー設計に関する概念計画」を選択し、選択過程の終了時にその提案を公表する。

6.2 タイ政府は、国の利益に合致すると政府が認める選択した概念計画を用い

る権利を留保する。選択された概念設計を提供する法人は、それ以外の条件、義務又は請求をタイ政府に対して交渉し又は設定することができない。

